

# なかの 戦場



●本町通三丁目西町会  
防空演習（16年）  
〈由井喜武氏提供〉

# 中野の戦災



●昭和20年5月25日の山の手大空襲のあと 新井町附近

## 国家総動員法に組み込まれて…

この戦争で、中野の人びとが被った物心両面の被害ははかりしれない。

戦場にかり出された人。

生活を守ろうとした人。

動員、徴用で働いた人。

地域の生活を守ろうとした人。

やむなく地方へ疎開した人。

みな等しく空腹に苦しみ、肉親とは離ればなれになり、安息に飢えながらも、総動員体制に組み込まれ、国家の要員として、ただひたすら耐え、頑張った。

## 生活統制の中で…

中野が本格的に戦災を被ったのは、19年11月になってからであった。

しかし、それ以前に、長い戦争への道程があり、つぎつぎに規制・統制が強化されていく中で、日常生活そのものはすでに戦争に入っていたと言えよう。

男たちは兵役・徴用に、女たちは銃後を守り、国民学校の学童たちは疎開し、中学校・女学校の生徒は軍需工場に、そして大学生は学徒出陣に……。

また生活の基盤は町会や隣組機構に組み込まれ、強制的に防空演習、竹槍訓練が行われ、食料品から日用品に至るまでの配給統制がしかれた。

## 1,200回に及ぶサイレンと11回の被災

中野のまちに警戒警報のサイレンが初めて鳴りひびいたのは、16年12月8日、真珠湾攻撃のあった日の夕刻であった。このサイレンの音により、日本がアメリカと戦争を始めたことを知った人びともあった。

17年3月5日に初めて空襲警報が鳴り、その1月半後に中野

の空にも敵機が来襲、初めての負傷者を出した。

19年11月24日を境に、B 29による首都空襲が本格化してからは、連日連夜サイレンが鳴り、いつ空襲されるかという恐怖でゆっくり寝ることもできなくなった。

20年に入るとサイレンは1日に6回も7回も鳴り、空襲も4回、5回と断続的に行う波状攻撃に変わり、恐怖と緊張の日々となった。

この戦争で、中野の空にサイレンが鳴りひびいたのはおよそ1,200回、都内に空襲を受けた回数は119回、そのうち中野に空襲の直接被害が出たのは11回であった。

首都の空襲は、初め軍需工場の破壊から始まったため、立川や八王子に飛来するB 29の大編成が轟音をひびかせて頭上を飛び、そのたびに中野の各所に設置された高射砲が一斉に発砲した。戦争初期における中野の被害は、この高射砲の破片や流れ弾によるものであった。

空襲は続いて下町に移り、だんだん山の手方面へと進んでい

った。

20年4月13日から14日にかけて、東中野・昭和通地区が受けた空襲は、中野の人びとが受けた初めての大きな空襲であった。この日の被災人口はおよそ3,000名と言われている。

しかし中野の人びとが最も大きな打撃を受けたのは、5月25日の夜半から始まったいわゆる「山の手大空襲」であった。区内は一面の火の海となり、地獄さながらであった。家を焼かれ、ケガをし、あるいは肉親を失い、中には、安全と思った防空壕内で多数が窒息死した。公園や道路のあちこちでは、死体が折り重なるように吹き寄せられていた。

この空襲で区内の約半分が焦土と化し、身元の判明した死者418人、負傷者は約1,600人、全焼家屋は約20,700戸といわれている。

# 戦う人びと



●入営の時持っていったもの  
〈金子統吉氏提供〉



●永遠の別れを覚悟で、出征見送り 〈毎日新聞社提供〉

この15年戦争は、全ての人を戦争に巻き込んだ文字通りの国民総動員の戦争であった。中でも戦闘員の動員はかつてないほど広範囲にわたり、男たちは戦争にかり出されていった。そして多くの人が帰ってこなかった。

男たちは、自分の生命はお国のために捧げるものと思定め、女たちはお国のために銃後を守るものと考えていた。

明治6年に発布された「徴兵令」が昭和2年12月1日に「兵役法」に改正施行され、これによって満17歳以上の男子は国民兵とされ、現役兵士の予備軍とみなされ、満20歳になると全ての男子に「徴兵検査」が行われるようになった。

この徴兵検査は、体形や健康状態から兵役への適性をランク付けしたもので、甲種から丁種まで6段階に分けられ、甲種から丙種までを合格とした。

この検査により、現役兵、第一補充兵、第二補充兵が選ばれ、召集はこの順序によって行われた。現役兵として入営する者は、1年6ヵ月ないし2年間の兵役に服さなければならないの比べ、補充兵は4ヵ月以内の教育召集を受ける程度であった。

## ●「兵役法」で定められた兵役義務

年齢	兵役義務	備考
満17歳	徴兵検査	
20歳	現役2年	
22歳	予備役5年4ヵ月	
25歳	後備兵役10年	
27歳	第一国民兵役(満40歳まで)	→45歳まで延長
30歳	第一補充兵役12年4ヵ月	
35歳	第二補充兵役11年4ヵ月	
40歳	第二補充兵役12年4ヵ月	→45歳まで延長
45歳	第二国民兵役(満17歳~40歳)	(19年10月改正により)
	甲種	陸軍常備兵役
	乙種	海軍常備兵役
	丙種	陸軍第一補充兵役
	丁種	海軍第一補充兵役
	戊種	第二補充兵役
	己種	(現役に適さない)
	庚種	(兵役に適さない)

召集令状、即ち「赤紙」は、現役除隊後やあるいは現役兵として入営しなかった者に来る呼び出し状で、いつ来るのか全く予想できなかった。

戦時中の中野区内からの総応召者数、入営者数は不明であるが、日本全体で見ると、満州事変勃発の頃は約30万人、日中戦争突入の頃は60万人であった軍隊が、16年の太平洋戦争開戦時には240万人にふくれあがり、20年8月には720万人になっていた。

子どもたちに「大きくなったら何になるの」と問えば、どの子も必ず「兵隊さん」「大将」と答えた時代が長く続いた。

たしかに太平洋戦争に突入した頃までは、「兵隊さん」は時代の花形であった。出征兵士を送る壮行会も華々しく、戦没者も国家的英雄であった。

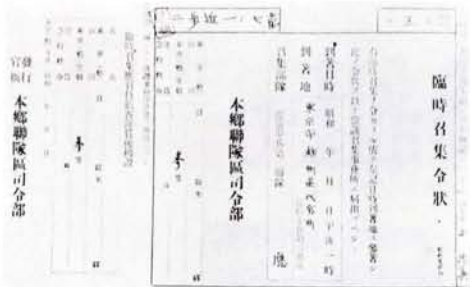
しかし、戦局が厳しくなると、ことにサイパン陥落後は、根こそぎの動員が始まり、壮行会もなく、英霊の慰霊祭もいつの間にか消えていった。

18年秋には、それまで猶予されていた学徒の出陣が始まり、

## ●陸軍の兵種

衛生部	技術部	兵科														兵科部						
衛	航	兵	輻	飛	船	通	鉄	工	気	情	追	高	重	野	騎	山	野	騎	戦	歩	恵	兵
生	技	兵	重	行	船	信	道	兵	球	報	撃	射	砲	重	砲	砲	砲	車	兵	兵	兵	種

(「昭和日本史6『帝國陸海軍』より)



- 「赤紙」。召集令状は一枚の赤い紙に書かれたものだったから、召集令状の代名詞になった。兵役適齢期の男たちは、これが来るのを恐れながら、待った



- 日中戦争の頃は戦没者に対する扱いは英雄であった。戦局が厳しくなるにつれて祭壇も淋しくなった (12年頃) <矢島御蔵氏提供>

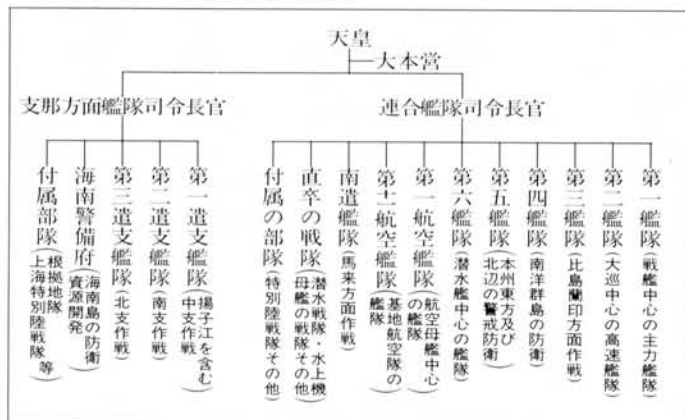
徴兵年齢も1年くり下げられた。そして19年秋には、更にくり下げられ18歳となり、兵役義務年限も45歳に延長された。

ことに志願兵に依存していた海軍の年齢は下がる一方で、16年には満15歳以上17歳未満としていたが、17年には満14歳以上を海軍少年兵として募集した。そして多くの少年たちが志願していった。

また、満州を占領した日本は、その広大な土地を開拓するために移民を奨励し、同時に満蒙開拓青少年義勇隊として国民学校卒業前後の12・3歳の少年たちに応募を呼びかけた。16年から終戦までに中野区内でも野方小などから数十名の少年たちが親元を離れて、遠く厳寒の満州に渡っていった。

しかし中には、兵役を逃れるために、隠れたり、体に傷をつけたり、病気を装ったりする者もいた。しかし故意に兵役逃れをした者については、3年以下の徴役に処せられ、徴兵検査をボイコットした者には100円以下の罰金が科せられた。即ち、何びとも兵役からは逃れられないしくみになっていた。

## ●海軍の連合艦隊編成



- 入営を祝うのほり。入営は名誉なことであつたが…… <山口宗三郎氏提供>



- 兵役が終つても、「帰休」であつた。 <宍戸幸栄氏提供>



<広田竜五郎氏提供>

## 徴兵検査 (15年1月)

- 甲乙三種共通 身長一・五二m以上、胸囲は身長の一/2以上。
- 甲種 筋肉強健、トラホームなし、視力〇・六(矯正〇・八)以上。
- 第一乙種 筋肉わずかに薄弱、トラホームなし、視力矯正〇・八。
- 第二乙種 筋肉やや薄弱、トラホーム中等症、視力矯正〇・五、片耳聾。
- 第三乙種 筋肉薄弱、トラホーム重症、視力矯正〇・三、一眼盲、他眼〇・三、片耳聾。
- 丙種 筋肉はなはだ薄弱、視力矯正〇・三、一眼盲、他眼〇・三以下、両耳著しく難聴。
- 乙丙種共通 近(遠)視または近(遠)視性乱視。
- 丁種 全身奇形、視力矯正〇・三以下、一眼盲・他眼〇・一以下、両眼盲、両耳聾。

●入営(入隊)は、通常検査の年の12月1日から翌年4月10日の間に行われ、正当な理由なく遅れた場合は禁固刑となった。

新兵は中隊に分けられ内務班に編入、兵器・被服を与えられ改めて中隊に編入となる。以後2年間の兵営生活となるが、期間の延長はもとより、除隊後も必要に応じて次のような召集がかけられた。

- 充員召集…動員部隊の要員充足
- 臨時召集…戦時・事変などで必要ある時
- 防衛召集…戦時・事変などで防衛上必要ある時
- 演習・教育…在営兵の補欠

## ●中野区本籍者の戦死・戦病死者数

	戦死			戦病死			その他		計
	軍人	軍属	不明	軍人	軍属	不明	軍人	軍属	
昭和19年	279	15	2	128	4	0	13		441
20年	517	30	3	205	11	2	37	3	808

1 東京都福祉局福祉部援護課所蔵『戦没者原簿』中の中野区関係分を集計

2 「その他」は、戦傷死(11人)、病死(12人)などからなる

(「中野区民生活史第二巻」より)